

第三十一次国会 衆議院 内閣委員會議録 第六号

昭和三十四年二月十日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 内海 定吉君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事高橋 禎一君 理事平井 義一君

理事受田 新吉君 理事木原津與志君

今松 治郎君 植木庚子郎君

小金 義照君 瀨藤 彌三君

田中 龍夫君 田村 元君

橋本 正之君 船田 中君

西ヶ久保重光君 石橋 政嗣君

石山 權作君 柏 正男君

八木 昇君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

國務大臣 伊能繁次郎君

出席政府委員

内閣官房長官 赤城 宗徳君

内閣官房副長官 鈴木 俊一君

法制局長官 林 修三君

總理府総務副長官 佐藤 朝生君

自治政務次官 黒金 泰美君

防衛政務次官 辻 寛一君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長) 加藤 陽三君

防衛庁参事官 小幡 久男君

(防衛局長) 山下 武利君

防衛庁参事官 (經理局長) 小山 雄二君

(裝備局長) 池田 清志君

厚生政務次官 石坂 繁君

農林政務次官

水産庁次長 西村健次郎君
委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

二月七日

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

本日の會議に付した案件

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案(内閣提出第二九号)(参議院送付)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

各省設置法改正案審査小委員長より報告聴取

○内海委員長 これより會議を開きます。自治庁設置法の一部を改正する法律

案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。黒金自治政務次官。

自治庁設置法の一部を改正する法律案

自治庁設置法の一部を改正する法律案

自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の二の次に次の一条を加える。

(地方財務會計制度調査会)

第二十三條の三 自治庁に、自治庁長官の諮問に応じ、地方公共団体の財務會計制度に関する重要事項を調査審議するため、地方財務會計制度調査会を置く。

2 地方財務會計制度調査会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、政令で定める。

附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二十三條の三に規定する地方財務會計制度調査会は、昭和三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

地方公共団体の財務會計制度に関する重要事項を調査審議するため、自治庁に、附属機関として、臨時

に、地方財務會計制度調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○黒金政府委員 ただいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の財務會計制度に関する重要事項を調査審議するため、自治庁に附属機関として臨時に地方財務會計制度調査会を設置しようとするものであります。地方自治法が制定されて以来、地方制度は漸次整備されて参つておりますが、地方自治運営の合理化及び効率化につきましてはなお努力し、改善しなければならぬ点が多くないのであります。

なからなく、現在の地方公共団体の財務會計制度は、ほとんど市制、町村制、府県制当時のままでありまして、今日の实情に沿わない個所も出てきており、合理的、能率的な財務會計の運営すべき点が多くないのであります。

国の財務會計制度につきましては戦後、財政法、會計法、国有財産法、物品管理法、国の債権の管理等に関する法律等が相次いで整備されておるのであります。これらの国の制度のほか、民間企業における会計制度等も十分に参酌して、合理的、能率的な財務會計制度を整備いたしますことは、地方自治の適正かつ能率的な運営を確保するため

に、必要不可欠なものと存する次第であります。しかしながら地方公共団体の会計制度は、都道府県、大都市その他の市町村等規模の異なる各種の団体に適用されるべきものでありますから、国の場合と異なり、きわめて複雑多岐にわたる上に、きわめて専門的、技術的知識経験を必要とする性格の問題でありますので、特に財務會計制度に関する専門の方々の御意見を十分に伺い、改正に遺憾なきを期したいと存じまして、今回新たに地方財務會計制度調査会を設け、おおむね二年間の予定をもちまして調査審議をお願いすることとした次第でございます。

以上が自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○内海委員長 次に南方同胞援護会法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。佐藤副長官。

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案

南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則中第十七項を第十八項とし、第

二類第一号 内閣委員會議録第六号 昭和三十四年二月十日

十二項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十一項の次に次の一項を加える。

(業務に関する暫定措置)

12 援護会は、当分の間、第二十条に掲げる業務のほか、政令で定める北方の地域に関し、同条に掲げる種類の業務を行うことができる。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理由

南方同胞援護会が、当分の間、政令で定める北方の地域に関する業務をも行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○佐藤(朝)政府委員 ただいま議題となりました南方同胞援護会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

御承知のように南方同胞援護会は、沖縄、小笠原等の南方地域に関する諸問題の解決の促進をはかるため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に居住する日本国民に対し援護を行い、もつてその福祉の増進をはかることを目的として、一昨年の九月に特殊法人として設置され、現在南方地域に関する諸問題についての調査研究及び定期刊行物等の発行、講演会等の開催その他必要な啓蒙宣伝並びに南方地域に居住する日本国民に対する援護等の業務を行なっております。と、終戦

以来ソビエト社会主義共和国連邦により占領され、事実上その支配下にある北方の地域に関しまして、調査研究啓蒙宣伝その他南方同胞援護会が現在行なっている業務と同じ種類の業務を行い、その解決の促進をはからなければならぬ諸問題があるのであります。そこで南方同胞援護会が当分の間、南方地域に関する業務のほか、北方の地域に関する業務をもあわせ行うことができるようにいたしたいと考えますので、その根拠法である南方同胞援護会法の一部を改正する必要があるのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

次にこの法律案の内容を御説明申し上げますと、現行の南方同胞援護会法の附則に新しく「業務に関する暫定措置」として一項を加え、南方同胞援護会が当分の間、北方の地域に関しましても、同会が行なっている南方地域に関する業務と同種類の業務を行うことができることにしたことであり、なお北方の地域の範囲は、政令でこれを定めることにいたしております。以上、この法律案の提案理由及び概要を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますようお願い申し上げます。

○内海委員長 次に厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。池田厚生政務次官。

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「内部部局(第六条)第十四条の二」を「内部部局(第六条)第十四条の二」に、

第十四条の二に、

第一節 地方

第一款 地方支分部局(第三十条)第四十一条

除務出張所(第三十四条)第三十六条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

支分部局(第三十条)第四十一条

の八局」に、「保険局」を「保険局」に改める。

第八条第十七号中「新宿御苑」の下に「並びに千鳥ヶ淵戦没者墓苑」を加える。

第九条第一項第二号中「施行すること」の下に「(受胎調節に関することを除く)」を加える。

第十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 優生保護法の施行に関する事務のうち、受胎調節に関すること。

第十四条第十三号を次のように改める。

第二十九条第一項の表中

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

十三 社会保険制度の向上に関し、調査研究を行うこと。

第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(年金局の事務)

第十四条の二 年金局においては、次の事務をつかさどる。

一 国民年金事業を行うこと。

二 国民年金審議会に関すること。

三 国民年金制度と厚生省所管の他の年金制度との調整を図ること。

四 厚生省所管の年金制度の向上に関し、調査研究を行うこと。

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

「人口問題審議会」

中央社会保険医療協議会	健康保険の保険医療及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養取適切な診療の指導監督に関する事項を審議すること。
国民年金審議会	国民年金事業に関する事項を審議すること。
中央社会保険医療協議会	健康保険の保険医療及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養取適切な診療の指導監督に関する事項を審議すること。
国民年金審議会	国民年金事業に関する事項を審議すること。
中央社会保険医療協議会	健康保険の保険医療及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養取適切な診療の指導監督に関する事項を審議すること。
国民年金審議会	国民年金事業に関する事項を審議すること。

機関、保険薬局、保険医に国民健康保険の療養取
療医及び国民健康保険薬
療診療の指導監督に關
療報酬額を審議するこ
に改める。

第三十條中「地方復員部」を削る。

第二章第三節第一款を削り、第
二款を第一款とし、第三十四條を第
三十一條とし、第三十五條及び第三
十六條をそれぞれ第三十二條及び第
三十三條とする。

第三章第三節第三款を第二款と
し、第三十七條を第三十四條とし、
第三十八條及び第三十九條をそれ
ぞれ第三十五條及び第三十六條とす
る。

第二章第三節第四款を削る。

第三章第四十二條を第三十七條
とし、第四十三條を第三十八條とす
る。

附則に次の一項を加える。

附則

この法律中第八條、第九條第一項、
第十三條、第二十九條第一項及び附
則の改正規定（国民年金審議会に係
る部分を除く。）は昭和三十四年四
月一日から、目次中第二章第三節
及び第三章に係る部分並びに第三
十條、第二章第三節及び第三章の改
正規定は同年十一月十六日から、そ

の他の規定は同年五月一日から施行
する。

理由

国民年金事業を実施するため年金
局及び国民年金審議会を設置するこ
とも、医療に關する制度等につい
て調査審議するため医療制度調査会
を設置するほか、引揚援護局關係の
地方支分部局を整理する等の必要が
ある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

○池田政府委員 たいだいま議題となり
ました厚生省設置法の一部を改正する
法律案につきまして、その提案の理由
を御説明いたします。

この法律案は、国民年金制度の実施
に伴う事務機構を整備するため、新た
に厚生省に年金局及び国民年金審議会
を設置するとともに、医療に關する制
度等について調査審議させるため、医
療制度調査会を設置するほか、地方支
分部局のうち地方復員部を廃止するこ
と等をそのおもな内容とするものであ
ります。

まず改正の第一点は、年金局及び國
民年金審議会の設置であります。御承知
の通り国民年金制度につきましては、
かねての公約通り提出及び無提出によ

る老令、障害及び母子の三年金を包括
する国民年金法案をすでに今国会に提
案いたし、無提出の年金につきましては
は本年十一月分から支給を開始し、提
出制の年金につきましては昭和三十六
年四月から保険料徴収を開始する予定
であります。本制度は、所得保障の本
格的形式として国民の福祉の向上にき
わめて重要な意義を有するものと考え
るものであります。わが国としては
全く未経験の分野に属する本制度が円
滑に運営され、所期の目的を達成する
ためには、その実施のための事務機構
の整備が不可欠の要件と考えられるの
であります。このため行政審議会の答
申の次第も、新たに厚生省の内部
部局として年金局を設置することとし、
国民年金事業の企画、立案、指導監督
等の事務に当らせようとするものであ
ります。またこれに關連いたしまして

改正の第二点は、医療制度調査会の
設置であります。政府におきまして
は、国民の医療保障の実現を期するた
め、国民皆保険四カ年計画の達成、医
療機関の整備等諸般の施策の推進に
當つていのであります。国民皆保
険の進展と医療事情の推移にかんが
み、従来の医療制度等につきましても
本的に検討を行う必要があると考えら
れますので、本調査会を設置し、各方面
からの御意見を承わり、新しい情勢に
適合した適切な医療制度の樹立に資し
たいと存じているのであります。な

お本調査会における審議につきまして
は、その設置の趣旨にかんがみまし
て、二カ年程度の審議をもつて結論を
得られるよう予定してあります。

改正の第三点は、千鳥ヶ淵戦没者墓
苑の維持管理を新たに国立公園部の所
掌事務としたことであります。第二次
世界大戦中海外におきまして戦没され
た方々の遺骨であつて、遺族に引き渡
すことのできないものが多数保管され
ているのであります。これらの遺骨
につきましては、現在都内千鳥ヶ淵の
地に建設いたしております墓苑に納め
ることとなつております。この墓苑
は、國が設立する墓苑でありますの
で、今後の維持管理につきましても國
が直接行うことが適當であると考へ、
これに關する事務を国立公園部の所掌
事務とした次第であります。

改正の第四点は、受胎調節に關する
事務を公衆衛生局の所管から児童局の
所管としたこととあります。受胎調節
につきましては、漸次その普及を見、
逐年その成果を上げて参りましたが、
本来受胎調節は、母体の健康を保護す
ることを目的とするものでありまし
て、児童局の行政面で取り扱つており
ます。母子衛生の分野と密接な關連を有
し、健全な家庭の建設という点で共通
の理念を持つものであります。従いま
して受胎調節に關する事務を児童局の
事務とし、これらの事務を一体的に行
うことにより、今後一そう家庭の福祉
の向上をはかることができるものと考
える次第であります。

改正の第五点は、地方復員部の廃止
であります。地方復員部は現在横須
賀、呉及び佐世保の三カ所に設置され
ており、旧海軍にかかると復員關係その

他の残務整理に關する事務等をつかさ
どつておりますが、漸次事務量の減少
に伴い、これらの事務を中央において
集約的に処理する方が能率的であると
考えられますので、これらの機關を廢
止し、今後引揚援護局において処理す
ることとした次第であります。

なお以上の改正につきまして、年金
局及び国民年金審議会に關する部分は
本年五月一日から、地方復員部の廢止
は本年十一月十六日から、その他の部
分は本年四月一日から施行することと
いたしてあります。

以上がこの法律案を提出いたしました
理由であります。何とぞ慎重に御審
議の上、すみやかに御可決あらんこと
をお願いする次第であります。

○内海委員長 たいだいま提案理由の説
明を聴取いたしました各案についての
質疑は次会に譲ります。

○内海委員長 この際、各省設置法改
正案等審査小委員長岡崎英城君より報
告を求めるといいたします。岡崎
君。

○岡崎委員 去る二月五日木曜日午前
十時より第一回の各省設置法に關する
小委員会を開会いたし、法案の取扱い
についていろいろ協議いたしました。
その結果、左の三点を申し合せました。

一、小委員会ではまず所管で意見の
一致した法案から順序をきめ、これを
逐次本委員会に上程し、質疑の上、採
決に持ち込めるものは採決に持ち込
み、質疑の結果、新たに両委員の協
議を要するものと認められたものにつ
いては、再び小委員会に持ち込んで協
議すること。

二、二月十日すなわち本日の委員会
の審議にゆだねるものは次の三法案
で、いずれも前国会において衆参両院
の本会議もしくはそれぞれの委員会
において立法するよう決議された設置
法あるいは設置法の一部改正案で、そ
の内容においてもおおむね問題のない
ものと認められたものであります。す
なわち、イ、水産庁設置法の一部を改
正する法律案、これは衆参両院の本会
議の決議に基いたものであります。

口、臨時生鮮食品卸売市場対策調査
会設置法案、これは衆参両院の農林水
産委員会における附帯決議として要請
されたものであります。ハ、通商産業
省設置法の一部を改正する法律案、こ
れは衆参両院の商工委員会の附帯決議
に基き立案されたものであります。

三、二月十日午後の小委員会では、
主として官房長の設置を要求する郵政
省設置法の一部を改正する法律案及び
文部省設置法の一部を改正する法律案
の取扱いを議題として協議することと
なっております。

以上、御報告いたします。

○内海委員長 ただいまの岡崎小委員
長の報告に基き、臨時生鮮食品卸売
市場対策調査会設置法案、水産庁設置
法の一部を改正する法律案及び通商産
省設置法の一部を改正する法律案の三案
を一括議題とし、これより質疑に入り
ます。御質疑はございませんか。

○受田委員 これはすでに国会で附帯
決議されて、問題が解決されたといわ
れる法案でありますので、いずれわれ
われの党でも異議のない結論が出るこ
と思っております。十分この附帯決議

の線と法案の内容との結びつきを検討
する必要がありまして、本格的な質
疑は次の日にいたすことといたしまし
て、一言だけお尋ねをする点をご申
し上げておきたい。水産庁設置法関係
であります。漁港行政というものの拡
充強化ということ、漁港部を作ること
が適切であるという意味の御解釈をさ
されたわけですか。またほかにかこの問
題について考えるべき点はなかつたか。
政府の御答弁を願いたいと思つてお
ります。

○石坂政府委員 ただいまの受田委員
の御質問であります。もちろん政府
の御質問に基きましては漁港行政の刷新強化
という点が、単に漁港部を設けること
によつてのみ解決するとは思つており
ません。政府は漁港行政、水産行政全
般につきましても鋭意努力をして参り、
逐年この予算を増額いたしております
が、わけても漁港に関する行政施策
というものがおこなわれておりましたの
で、特に御要望の両院の附帯決議等の
趣旨もございまして、新たに漁港
部を設けることにはいたしたのでありま
す。詳細な経過につきましては水産庁
次長からお答え申し上げます。

○西村政府委員 ただいまの受田委員
の御質問に補足してお答えいたしま
す。漁港の整備促進ということ、これ
は漁業生産の基盤を強化する上におい
てきわめて必要であります。私どもは
何も行政機構だけをここで重点として
置いているわけではございません。昨
年の衆参両院の院議にもありますよう
に、まず従来の漁港整備計画に基き漁
港整備の実施を早急に実現するよう
予算的な措置を講ずるといふことで、
この点につきましても私どもは財政上許
す限りのことをして参りたい。そこで

本年におきましては相当程度の予算的
な面も増大しております。第二の問題
といたしまして、やはり昨年の議決に
なりました第三種の漁港のうち、特定
のものにつきましても特別な措置を講ず
るといふこともございまして、これにつ
きましても私どもとしまして十分研究
をして参りました。これに対しては財
政上の事情もありません。まだ早急に
すぐ実現するといふ運びには至りませ
んが、私どもとしてはできるだけ早い
機会においてこれにつきましても手を
打つて参りたい。いろいろこういふこ
とをやつていきます場合におきまし
て、基本として行政機構というものは
従来より一段と拡充して参らなければ
ならない。すなわち従来漁港課でやつ
ておりましたけれども、昭和二十三年
の漁港課設置以来、現在で予算量にお
いて九倍にならんとしており、港湾の
敷も四倍程度になつております。そ
ういふ点も考え、なお今後における建設
の計画というものを十分やつて、これ
に伴う実施の方も万全を期したい、こ
ういふためにはやはり漁港部というよ
うなものを設けて機構を拡充すること
も、一つ必要であるといふふうに考え
た次第であります。

○受田委員 大體政府自身が行政機構
の全般の改革案を用意しておられるわ
けでございますから、それと十分ら
み合せて水産行政を検討する必要があ
ると思つて、単に場当たり的に漁港部
を作つて、多年の水産行政の問題点を
解決しようといふことが、賢明な策か
どうかといふことも問題だと思つので
す。水産行政のより少しスケールの大
きい立場からの水産庁の水産省への昇
格というふうなものについても、十分

御検討されておると思うのでございま
す。単に漁港部の新設といふのみ
でなく、行政機構全般の問題としての
水産省というふうなものも考え方を、
政府側の見解を担当者から御答弁願
いたいと思つておられます。

○西村政府委員 ただいま受田委員の
御質問で、水産行政を全般的に考へて
参らなければならぬ、これはまことに
ごもっともだと思つておられます。ただ水産
庁の問題等につきましても事務当
局がこれに答弁することはいかかと思
つておられます。いづれにしても最近の
内外における漁業ないしは水産の問題
というものはきわめて複雑を加えて参
り、内外の対策に忙殺されておる事情
でありますので、私どもとしましては、
水産庁内部において、あるいは農林
省としましては、この機構改革につ
きまして目下真剣に取り組んでおる。今
後どういふふうによつていくかにつ
きましては、最も能率的に、事態に最も
適切に即応できるような機構を作る必
要があります。なかなか簡単なこと
ではございませんけれども、ぜひ近い時
来に実現したいという希望を持ちま
して努力をしております。

○内海委員長 以上三案に対する質疑
は次会に譲ります。

○内海委員長 この際赤城内閣官房長
官より、皇太子殿下の御成婚の問題の
いきさつにつきましても発言を求められ
ておりますので、これを許します。

○赤城政府委員 皇太子殿下の御結婚
について、妃選定の経緯から始めて皇
室会議の開催、納采の儀等今日に至る
までの経過、さらに今後行われるべき結

婚の諸儀式的概要等について申し上げ
たいと思つておられます。

まず最初に、御結婚についてとられ
た方針と経過であります。宮内庁に
おいては数年前から天皇、皇后両陛下
並びに皇太子殿下のおほしめしを伺
い、皇室の伝統と将来皇太子妃の国内
及び国際間における御活動が繁多かつ
重要となることを考へ、御本人の健
康、学業、人格、容姿等万般について優
秀であることはもとより、血統、親族関
係等について支障のないことを期して
調査を続けてきたのであります。そ
の間宮内庁長官から内閣総理大臣に時
宜連絡があつたと承知しております。

妃選定に当り特に考慮を加えられま
したのは、その選定の範囲でありま
す。このことにつきましては、過去の
国会における御質問もあり、宮内庁当
局からお答えしたところでありませ
んが、戦後数多くの宮家が皇族籍を離脱
され、華族制度も廃止になり、また新皇
室典範は、皇族の婚嫁は皇族または華
族に限るとの規定を廢除してございま
す。しかし皇太子妃としての身位にか
んがみ、まず皇族、旧皇族及び旧華族の
範囲で選考いたしましたのであります。が、
同時に優生学的にも近親間の御結婚は
なるべく避けたいと考へられたのであ
ります。そのほか皇太子殿下との年齢
差の問題もございましたので、選定の範
疇を広げて参つたのであります。しか
しながらどんな家庭の人であつてもよ
いというのではなく、妃たるべき御本
人がすぐれていることはもちろん、家
系が明らかで、現代日本のりっぱな、
良識のある、清潔な家庭の人でなけれ
ばならないことは申すまでもないこと
であります。

皇太子殿下は、その地位に關する御自覚がきわめてしつかりしておられ、御自分の責任と義務については実に忠実な方であり、皇太子殿下の御結婚については、殿下の慎重な考案と当局の客観的な調査とが完全に一致し、かつ両陛下のお許しを得て成立することが必要であり、事実その通り進行したのであります。

以上の趣旨で調査選考を行い、内閣総理大臣その他関係者の意見をも徴して準備を進め、ついに正田美智子嬢を皇太子妃として最もふさわしい方と考へ、皇太子殿下のおほしめしを伺い、昨年八月下旬両陛下のお許しを得、同月下旬正田家に内々申し入れ、同年十一月十三日よりやく内諾をいただいたような次第であります。ここに於いて同月二十七日皇室會議開催の運びとなり、皇太子殿下の御結婚のことが全会一致で可決されました。

宮内庁は取り急ぎ御結婚の準備に取りかかったのであります。御結婚の諸儀式は今日の時勢に即応し、必ずしも旧来のものに拘泥せず、廃すべきものは廃し、改むべきものは改め、また御結婚の諸調度等も万事簡素を旨とし、さしあたり必要なものにとどめ、諸経費をきわめて控へ目にする方針を立てたのであります。

御結婚の諸儀式につきましては、その後宮内庁において種々検討を加え、内閣とも協議の結果、最も中心的な儀式である結婚の儀、すなわち皇太子、同妃が結婚の誓いをされる儀式であります。それから朝見の儀、すなわち皇太子、同妃が天皇、皇后に結婚のごあいさつをなさる儀式であります。及び宮中祝宴の儀、すなわち皇太子、同妃

の結婚御披露の祝宴であります。この三つの儀を國の儀式として、この三つの儀式は来たる四月中旬、皇居において行ふことが去る一月十六日の閣議において決定され、本日結婚の儀、朝見の儀は四月十日に、祝宴の儀は四月十三日から三日間行ふように内定されました。

ただいま申し上げました國の儀式としての三つの儀式のほか、納采の儀、すなわち皇太子のお使いが妃となる方の邸に至つて、いわゆる納采を行ふ儀式であります。この納采の儀は去る一月十四日に行われましたことは御承知の通りであります。國の儀式である結婚の儀は賢所で行われ、この儀には皇族、正田家の親族、内閣総理大臣、衆参兩院議長、最高裁判所長官以下、各界の代表者約六百名の御参列を願う予定であります。宮中祝宴の儀は、内外の各界の代表を夫人同伴で約三千人招待する予定であります。

次に予算關係といたしましては、御結婚に必要な経費として、昭和三十四年度予算に皇室費千九百六十六万六千円を計上しております。そのおもな内容は、祝宴費、儀服費、行啓費等であります。このほか御結婚に伴う経費として、宮内庁費として人件費等約六百八十万円を計上いたしております。

なお正田美智子嬢は、近く皇室に入られる準備として、去る一月十三日から祭祀、憲法及び皇室典範、宮内庁の制度、宮中儀式及び行事、日本歴史、外国語等について講義を受けておられますが、今上陛下のとき、東宮妃の御學問所が御結婚六年前に開設されたの比へ、非常に簡単になつております。

以上、皇太子妃選定の経緯とその決定、その後今日に至るまでの経過と今後の予定につきまして御報告申し上げます。

○内海委員長 ただいまの報告につきまして高瀬博君より質疑の申し出がござりますのでこれを許します。時間の都合上きわめて簡単にお願いしたいと思います。

○高瀬委員 委員長の御注意もありませんから、きわめて簡単にいたします。実はこの前の内閣委員会におきまして、皇太子妃結婚に關しまして各委員より質問がありました。特に私はこの際皇室會議の問題について質疑をいたしましたと思ひます。皇室會議そのものたつた一回の會議で、正田美智子嬢の結婚が決定された。これはまことにたゞいまの報告にありましたように、けつこうなことではござりますが、私どももいたしましては、非常に重大な國事でございますから、万事國民に異論のない結婚が取り運ばれたといふことについては、まことに慶賀にたえないことではあります。皇室會議は私から申し上げるまでもなく、皇位継承、その他重要な皇室の問題について審議決定する機関でございます。従つてこの決定する機関でございます。従つてこの決定に至りますまでの、主としていささかについて、幸い総理もお見えになつておられますので、それらの点について伺いたいこと、それから皇室會議自体のあり方あるいは構成等につきまして、内閣において何らかのお考えをお持ちになつておられるかどうか、これらの点についても総理のお考えを伺つておきたい、こういうのでござります。

○岸國務大臣 皇室會議の構成につきましては、御承知の通り法律で定めておられて、私の承知しておるところによりますと、戦後一回皇室會議が開かれたのは、宮家の降下の問題で審議された、今回が二回であつたように聞いております。構成につきましては、さういふ法律で定められておるところであり、いろいろな御議論もあろうかと思ひますが、必要があれば法律の改正等によつて考へるわけでありまして、今内閣において構成を特に考へなければならぬというふうには考へておりません。

公式の発表が行われるまでの間はこれを秘密に取り扱ったことは、事の性質上やむを得なかつた、またそれが必要であつたと私は思います。

それから皇室会議におきましての審議は、こゝろより大事なものを一回だけではないは慎重さを欠いたのではないかとのお話、ごもつとも思いますが、もちろん当日の皇室会議におきましては、宮内庁長官よりあらゆる資料と、それから経緯について詳細な説明がありまして、会議の議員におきましては十分にこれらの資料と説明に基づいてこれを決定したわけでございます。決してただ形式的な会議一回でというふうな事情ではなかつたわけであり

以上今の質問に關して私の關係しておりますことをお答えいたします。

○内海委員長 次に國の防衛に關する件について調査を進めます。

○石橋(政)委員 本日は戦國機の問題を中心にお伺いしたいと思つたわけでございますが、その前に昨年の臨時国会において、安保条約の改定交渉とからんで特に憲法の問題としていろいろお尋ねをいたしましたわけでございますが、その点でどうも納得がいけない面が解決しておりませんので、その点から先にお伺いしておきたいと思つた。

その質問をいたします前に、私は一応政府の見解を確かしておきたいことがあるのであります。それは何かと申しますと、常に問題になる自衛権というものについての考え方は、國が固有

の権利として持つてゐる自衛権というものは、大体急迫または現実の不正な危害が起つてきた、國家または國民に對する危害が必ずこれに伴う、危害に對する防衛の行為は危険を防止するためにはやむを得ない限度というものがおのずからあるのだ、こゝろより考へ方の上に立つておると思つたので、第一、歴代保守党内閣はこれについて一つの統一見解を今まで述べてきておられます。要約して申し上げますと、第一に急迫不正の侵害、すなわち現実的な侵害があること。第二にそれを排除するために他に手段がないこと。第三にそれを防衛するために最小限必要な方法をとること。以上三つの原則を自衛権の行使の厳格なる条件と考へてゐる。すなわち自衛権の限界というものはあるのだ、こゝろより統一の見解を歴代保守党内閣は持つておるわけでございますが、この考へ方にはよもや変更はないものと思つたすけれども、まず最初に岸総理のその点の御見解をただしておきたいと思つた。

○岸國務大臣 自衛権の本質及びその限界につきましては、今石橋委員の御質問の通りに私も考へております。

○石橋(政)委員 それでは質問を進めますが、私はさういつた見解を堅持していく限り、安保条約の改定交渉において、いろいろな面を差しさわりが出てくるのじゃないかというふうに思つたので、それを例をあげながら話してみたいと思つたのですが、まず第一に、条約交渉の内容を私も詳細には知ることができないわけでございますけれども、報道等を通じて耳にいたします範囲におきましては、どうも米側

の考へ方の中に、条約適用地域というものと、共同防衛地域というものと、こゝろ分けて話を進めてくるのじゃないかというふうにかがいが知れるわけでありまして、さうしてさういふことを裏づけるかのやうに、去年の十月三十日でしたかの予算委員会において総理も同じよりの見解を述べておられます。それをちよつと申し上げますと、条約の適用区域と共同防衛区域は別に考へなければならぬ、こゝろよりさういふ答弁を予算委員会でもなさつておるようでございますが、こゝろよりさういふことにならぬか、別として、話の中で当然出てくるだらうというふうなことは肯定なさいませうか。

○岸國務大臣 交渉の内容、ことに地域の問題について今石橋委員のお話のよりの、条約の適用の区域と共同防衛の地域というものの關連上の考へ方はあると思つた。しかしさういふ内容を持つて条約を作るかどうかということは、これは全然別問題でありまして、さういふ考へ方はあると思つた。

○石橋(政)委員 それでは最初に共同防衛区域についてお尋ねしたいわけですが、先年の臨時国会において私、沖繩、小笠原を共同防衛地域にするというところは憲法違反じゃないか、こゝろよりさういふことを申し上げたわけですが、結局日本の主権は全然及ばない、憲法も適用がない、さういふ地域に對しては自衛権を主張するということはおかしい。これはもう限界を越えて明らか憲法違反だというやうに私が言つたの對して、總理及び法制局長官は、今潜在主権というもののしか持たない沖繩、小笠原に對して自衛権

を主張することは、抽象的にどうかは別として現実にはできない。しかしこの地域に對して日本が実際に行動することをアメリカが認めたというところに、それがアメリカの主権が及んでいって、アメリカの施政権というものが一部がへこむことになるのだから、日本の主権が及んだことになるし、自衛権というものがおのずからそこに設けられる、広がっていくというこゝろもなるのだという、まことに妙な答弁をなさつたのでございまして、私はこゝろへこむというものがどうもわからないわけですが、一体共同行動を沖繩においてとることができれば、さうすればアメリカの施政権の一部がへこむ、さういふ考へ方でいけば、現実には日本において安保条約においてアメリカの基地を認めております。それからアメリカ軍の行動も認めております。さうすると日本の主権はへこんでいるのですか、こゝろより解釈も当然成り立つと思つたのですが、その点いかがでございますか。

○岸國務大臣 憲法上の解釈問題につきましては、一応法制局長官からお答えさせます。

○林(修)政府委員 たしか昨年私がお答えした趣旨は、現在の沖繩、小笠原、これはいよいよ日本は潜在主権を持つておる、領土権を放棄したことはない、従つて日本の領土である、従つて抽象的、概念的にいへば現在二つとも自衛権はある、こゝろよりさういふことをお答え申し上げました。しかし現在においては沖繩、小笠原は平和条約第三條といふものがございまして、アメリカが今全面的に施政権を行使しておられます。従つてアメリカが承認しない限り

りに對して、日本がここに現実に自衛権を行使することはできない、かやうに考へます。しかしこれがたとえアメリカとの話によつて、いわゆるアメリカを援助するというのでなく、日本がその領土として、そこに日本がある種の行動をするということをおもひながら、それが認めると申しますか、譲るとすれば、その範囲において日本が自衛行動することは、他國の領土に對して日本が自衛行動することではない、日本の領土に對して自衛行動をするというこゝろだから憲法違反ではなからう、こゝろよりさういふことを申し上げたわけでありまして、この点は今アメリカが日本の防衛をやつてくれているというこゝろとは別問題です。アメリカが日本の防衛をやつてくれていることは、アメリカが日本を、いわゆる外國を援助するといふ趣旨で日本の防衛をやつてくれているわけでございます。その点では私の申した趣旨と違つたわけでございます。従つて、沖繩に對して日本が自衛行動するといふのは、いわゆるアメリカが施政権を行使してゐる地域を日本が防衛するのではなくて、その範囲をある程度アメリカが譲つてくれた場合において日本が防衛する、これは別に自衛権の行使として認められる、こゝろより趣旨のことを申し上げたわけでありまして。

○石橋(政)委員 さういふ説明でわかる人はおそらく私はおらないだらうと思つた。第一、潜在主権といふものから主権といふ言葉が用いられた開始したの、結局サンフランシスコ講和會議において、アメリカ代表のダレスさんが、日本は残りの主権を保持する、こ

る権利として持つてゐる自衛権というものは、大体急迫または現実の不正な危害が起つてきた、國家または國民に對する危害が必ずこれに伴う、危害に對する防衛の行為は危険を防止するためにはやむを得ない限度というものがおのずからあるのだ、こゝろより考へ方の上に立つておると思つたので、第一、歴代保守党内閣はこれについて一つの統一見解を今まで述べてきておられます。要約して申し上げますと、第一に急迫不正の侵害、すなわち現実的な侵害があること。第二にそれを排除するために他に手段がないこと。第三にそれを防衛するために最小限必要な方法をとること。以上三つの原則を自衛権の行使の厳格なる条件と考へてゐる。すなわち自衛権の限界というものはあるのだ、こゝろより統一の見解を歴代保守党内閣は持つておるわけでございますが、この考へ方にはよもや変更はないものと思つたすけれども、まず最初に岸総理のその点の御見解をただしておきたいと思つた。

ういふ表現を使つたのです。そこか
ら出発してゐると思ふ。結局司法
立法、行政の三権はアメリカが全部持
つ、施政権はアメリカが全部持つ。し
かし最終的に、潜在主権といふもの
は、たとへば沖繩を独立させるとかあ
るいはどこかの国の領土にするこ
か、そういう処分を行ふといふ場合
は日本の了解、同意が必要だ、そうい
ふ意味だろふと思ふのです。今言われ
てゐる潜在主権はそういう意味だと私
理解してゐる。そうしますと、今あな
たのおつしやるような主権の一部、施
政権の一部はへつこんだといふ場合、
いゝゆる日本の潜在主権といふものは
何か変化があるのでしようか。

○林(修)政府委員 現実における潜在
主権、ダレスの言つた潜在主権の内容
は何かといつてみれば、今石橋委員の
仰せられたようなことかと思ひます。
現在の施政権はすべてアメリカが持つ
ております。しかし日本は領土権を放
棄したことはないわけでありましてか
ら、アメリカがこの沖繩、小笠原に
ついて最終処分権を持たない、こう
いう意味が現実の今の内容だと思ひま
す。しかし先ほどから申し上げました
沖繩、小笠原の自衛権の問題は、これ
は多少今の状態が変化することを前提
として実はわれわれ申しておるのであ
ります。現状のままの状態といふわけ
ではないのでありまして、平和条約第
三条によつてアメリカが現在施政権の
全部を行使してゐる状態が、多少そこ
に条約上日本が日本の領土として日本
の自衛権を行使することを認められれ
ば、もちろんその内容は変化するわけ
であります。その変化した状態のもと
においては憲法違反といふ問題は起ら

ない、こういふわけでありませぬ。
○石橋(政)委員 それではもう少し角
度を変えてみたいと思ふのですが、た
とへば沖繩がこの共同防衛地域に指定
されるとします。そういう場合、その
沖繩といふものは一体日本の領土とし
て扱われるのですか。それともアメ
リカの管轄地域として共同防衛地域に
入つていくのですか。これは現在のア
メリカと韓国、あるいはアメリカと中
華民国、あるいはアメリカとフィリ
ピン、こういふたものそれぞれ相互
防衛援助条約を見ますと、いずれも沖
繩といふような地域はアメリカのいゝ
ゆる管轄する地域、管轄権下にある属
領諸島といふ表現の中で、アメリカの
領土として入つてゐるわけなんです。
日本とアメリカが条約を作るときだけ
は、何か沖繩は日本のものである、そ
ういふような考えで入り込んでくる余
地があるといふのですか。

○林(修)政府委員 これは今も米華の
条約においては、いゝゆる管轄権ある
島嶼といふものに沖繩、小笠原を含ん
でおるといふ解釈は、お説の通りで
ございます。しかしこれは別にアメリカ
のほんとうの意味の領土として扱つて
おるのは実は違ふのであります。少
くとも日本がそれを認めたことではな
いのであります。管轄権のある地域とい
ふ意味で入つてゐるわけでありませぬ。
そこで日本とアメリカの關係で、こ
れはもちろん仮定の問題であります
から、その点御了解願ひたいのであ
ります。沖繩、小笠原を日本がかりに
防衛するときは、日本をアメリカ
の領土として扱は、日本をアメリカ
が守つてくれるからかわりにアメリカ
の領土を守るといふ建前では、やはり

憲法上の問題がある、そういうわけ
はないのであります。沖繩はあくまで
も日本の領土である。日本の領土であ
るといふ建前でもしも日本が沖繩、小
笠原を守るとすれば、そういう建前
でいゝべきである。そういう建前が認め
られない限りは、日本の憲法上はでき
ないのじやないか、かようにわれわれ
は考へておるわけでありませぬ。二国間
条約といふものは二国間だけを拘束す
るものでございまして、米韓あるいは
米台条約で沖繩が地域上どうなつてお
るかといふことは、直接の關係はご
ざいませぬ。しかし日本の希望として
は、そういうことについて何らかの変
化があることを希望すべきではござい
ませぬ。もしやうけれども、二国間条約につ
いては、おのおのそれぞれの間で効力を
持つておる。日本とアメリカの間でそ
ういふことであれば、一応は足りるわ
けでございます。なおよその国の条約
も何となくかしていただいたいという希望は
あるわけでありませぬ。それは直接の問
題ではないわけでありませぬ。

○石橋(政)委員 それではもうそろ
そろ総理にお伺ひしますが、大体はつき
りしたと思ひます。それはアメリカ
の立場から考へてみればいいと思ひ
ます。アメリカが韓国や中華民国や
フィリピンと条約を結ぶ場合には、沖
繩はおのれの管轄権下にある諸島だ、
そういふふうにして条約を作る、日本と
結ぶときには日本の領土としてこれを
含めてゐる、そんなことがアメリカは
できますか。できると思ひますか。総
理は日本の総理でございませぬ、今度ア
メリカの大統領の気持でやつてみた場
合に、そんなに固によつて同じ島を片
一方では日本のもの、片一方では自分
のところの管轄権下にある諸島、そ
ういふふうなことで全然一貫性のない条
約を作ることができるとお考へになり
ませぬか。アメリカの議会でございませぬ、
そんなことで承認したと思つておら
れませぬ。いかがでございますか。

○岸(外務)大臣 私は、米韓条約や米台
条約の上において、アメリカの管轄し
ておる島嶼といふ言葉が使つてあるよ
うに承知しておりますが、その管轄して
おる島嶼といふのは、これを直ちにア
メリカの領土だ、こういふ考へ方には
ならなければならぬとは、私としては考
へておりませぬ。従つて今石橋委員の
御質問のように、サンフランシスコ条
約で沖繩及び小笠原の地位といふもの
はきまつておられますから、それにお
いては、先ほど来御議論がございましたよ
うに、領土主権はあくまでも日本が
持つておる、いゝゆる潜在主権として
持つておる、こういふ立場において
われわれがアメリカといふいろいろな条約
を作る場合において、当然それに基
いてやつておる。あとは韓国との間のア
メリカとの關係といふものが全然違ふ
といふふうには石橋委員はお話しにな
つておられますが、そこは解釈の余地の
ある広い、管轄しておるといふ言葉で示
しておるので、これは領土だ、こうい
ふきり言ひ切つてゐるわけではありませ
ぬから、その間には私は、アメリカと
しては一応の解釈が立ち得るのではな
いかと思ひます。

○石橋(政)委員 領土といふ表現は
使つておりませぬ。これはいかなる条約
でも、そういう言葉を使つたに私
は、領土といふ言葉を使つたに私は
お目にかつたことがありません。米
台条約の場合には行政管轄のもとにあ
る領域、それから米韓条約の場合には、
米国の管轄権下にある西太平洋の属領
諸島、こういふ表現が使つてあります。
属領諸島といふ表現がやはり領土と違
うのですか。同じようなものだと思
はれます。とにかくアメリカがさういふ
な、あつちに対してはこう、こつち
に対してはあつちといふふうには、別々のやり
方をするといふことは絶対にできない
と思ひます。しかしそれはできるか
もしれぬと総理はおつしやるので
すが、しからばかりにできたとしても、私
どもが常に指摘するように、それでは
沖繩といふものが韓国とアメリカの条
約の中にも、アメリカと中華民国、台湾
との間の中にも、フィリピンの中
にも、そして日本の中にも含まれると
いふことになると、どうしたつてこ
ういふものになつて、個々の条約だとい
ふものの中の一つの軍事同盟体的なもの
ができる。常にいわれてゐるところの
NEATO的なものができる。そうい
うおそれがあるといふことは十分にお
認めになるのでしようね。その点はいか
がですか。

○岸(外務)大臣 それぞれの条約とい
ふものは觀念上は独立してゐるものであ
ります。私は、私が申し上げるまでもなく、
条約は二国間の権利義務をきめる以
外に目的もなく、またさういふ性格も
持たないことは当然であります。それ
ぞれの条約が、それぞれの別の目的な
りであるいは別個の意義を持つてそれぞ
れの国と結ばれてゐるわけでありませ
ぬから、觀念上は私はこれら条約の間
には關連はないと思ひます。その意味
においては、これらの国が一緒になつ
て共同防衛同盟を結んだ場合となつ
て性格が違ふことは言ひませぬ。

ただ石橋委員の御指摘になつたように、いろいろな事態から見て、そういう危険性をやらせておるのではないかと、いう気持なり考えなりは、私は成り立ち得ると思ひます。

○石橋(政)委員 率直にお答え願つたので、さらに私は追及いたしません。そういう危険性の多分にあるようなこととはぜひおやめになつていただきたいという要望にとどめておきたいと思ひます。

そこでそれではもう一つお聞きいたしますが、沖繩、小笠原というものを共同防衛地域にすることに、政府の立場でいつた場合には憲法上疑義がある、われわれの立場からいへば明らかで違反だ、そういうことになるわけですが、これが沖繩、小笠原の場合、ところが日本の領域、それから沖繩、小笠原、そういうもの以外の地域を共同防衛地域に含めるといふことになる、これは絶対に憲法違反だ、その点は間違いないでしようね。

○岸国務大臣 先ほど来沖繩及び小笠原をかりに入れたという場合において、日本の憲法の解釈と、沖繩、小笠原というものの性格からいって御議論はありますけれども、自衛権が、アメリカの承諾を得て、それだけわれわれが伸びていくという考え方をわれわれはとつておるわけでありませう。その他地域、たとえば西太平洋におけるアメリカのその他の地域、領土に行くというところになると、憲法の問題がはつきり出てくる。憲法上日本の自衛権の範囲の活動としてはそういうところには行けない、こう思つております。

○石橋(政)委員 それでは今度は自衛権の限界という立場から、沖繩問題を考へていただきたいと思ひます。というのは、沖繩でかりに日本の自衛隊が共同の行動をする権利をアメリカが若干認めたというにいたしてしまつても、防衛の主体はアメリカにあることはお認めになりますか。日本がちよつとお手伝ひに行つたかどうか知りませんが、共同防衛地域にならうとも、あくまで防衛の主体はアメリカにあるということとはお認めになりますか。

○岸国務大臣 実際上の問題と法律上の問題とは分けて考へなければならぬと思ひますが、実際は膨大な軍事力を持つておるわけですから、事実上中心になるというところは当然だと思ひます。しかし条約上どういふふうな条約をきめるかというところにおいて、あるいは立場としては両方が対等だといふような考え方もありましようし、あるいは日本が領土権を持つという建前からは、日本を中心にしようというふうな建前も考へ得ると思ひます。しかしながら実際問題からいへば石橋君の言われる通りだと思ひます。

○石橋(政)委員 そうしますと先ほど御確認願つた本来の自衛権の限界というものについての統一解釈に照らしてみれば、第二番目にあげましたそれを排除するために、他に手段がないという場合といふものに当てはまるかどうかという問題、アメリカといふ大きな勢力が厳然としておつて、現実的には防衛の主体になつておる、結局他に方法があるわけですか。それを日本がわざわざ何か理由をつけていって、何のお手伝ひか知りませんが、それをやる

○岸国務大臣 世間で行われております条約区域といふものと防衛区域といふものを分けるという議論を私も検討してはいるのですが、必ずしも明確な法律論的なものがあるわけでもないよりに思ふ点もありませんし、明確でもありませんが、一応もし分けるとすれば、こういうふうな考へたらどうかと思ひます。条約区域に加えられたところの不正なる急迫な侵害といふものは、共同の侵害としてこれに対して防衛をするという、そこに加えられる侵害を共同の危険として両当事国が認めるといふこと、防衛行動といふものはどういふふうにするかといふことになれば、その一方だけがそれを行つ場合もあるだろうし、共同して防衛するといふ場合もあるだろう。そこに加えられた侵害を共同の危険として条約上考へるといふようなことが、条約区域と防衛区域と分けることと、条約区域はそう考へるべきではないかと思つておられます。

○石橋(政)委員 結局、相互防衛、相互援助といふものを、この区域といふもので見た場合の表現である、こういうことになるわけですか。私はどうも共同防衛地域と条約適用地域、そんなものが分けるのだからかといふ感じがするのです。総理もあまり自信がなさそうなんです。

○岸国務大臣 実はその点明確に先ほどお答えしたような程度にしか私も理解しておりませんが、なお法制局長官から一応法律上の解釈を申し上げたいと思ひます。

○林(修)政府委員 この点、実は私も世間でいわれる点はよくわからない点が多いわけでございます。むしろ新聞等でいろいろ書かれておるのが前提

○石橋(政)委員 これは世間が「むずかしい」と呼ぶ者あり

ほどのことが必要になつてくるのか。これは他に手段があるにもかかわらずやるというところになりはしないかと思ふのですが、そういう点で限界を越えはしませんか。

○岸国務大臣 私はあらゆる場合を考へなければならぬと思ひますが、今石橋君の言われるように、やはり自衛権の限界といふものは他に手段があつて、日本から進んでどうするということではなしに、やはり他に方法がないというところを前提にすべきことは当然であると思ひます。しかし行われたところの侵略なり急迫不正の侵略といふものを排除するに、日本の自衛隊が動くことよりほか方法がないことというふうな事態が全然ないといふことを前提にするわけにはいかないだろうと思ひます。

○石橋(政)委員 それでは原則としてアメリカがやるのであつて、かりに共同防衛地域になつたところで、日本の自衛隊がすぐに出ていくといふように上げておるようには、実際問題としてはそういうことになるだろうと思ひます。

○岸国務大臣 先ほどからお答え申し上げておるようには、実際問題としてはそういうことになるだろうと思ひます。

○石橋(政)委員 それでは次に条約適用区域といふものについてお伺ひしたいわけですが、これは一体どんなものなんですか。条約適用地域がかりにできるとすれば、これは私はつきりしないのですが、共同防衛地域と異つた、ほかの、区別されたものとして条約適用区域を作るといふのが、それは一体どういふ意義があるのですか。

○岸国務大臣 世間で行われております条約区域といふものと防衛区域といふものを分けるという議論を私も検討してはいるのですが、必ずしも明確な法律論的なものがあるわけでもないよりに思ふ点もありませんし、明確でもありませんが、一応もし分けるとすれば、こういうふうな考へたらどうかと思ひます。条約区域に加えられたところの不正なる急迫な侵害といふものは、共同の侵害としてこれに対して防衛をするという、そこに加えられる侵害を共同の危険として両当事国が認めるといふこと、防衛行動といふものはどういふふうにするかといふことになれば、その一方だけがそれを行つ場合もあるだろうし、共同して防衛するといふ場合もあるだろう。そこに加えられた侵害を共同の危険として条約上考へるといふようなことが、条約区域と防衛区域と分けることと、条約区域はそう考へるべきではないかと思つておられます。

○石橋(政)委員 結局、相互防衛、相互援助といふものを、この区域といふもので見た場合の表現である、こういうことになるわけですか。私はどうも共同防衛地域と条約適用地域、そんなものが分けるのだからかといふ感じがするのです。総理もあまり自信がなさそうなんです。

○岸国務大臣 世間でいわれる点はよくわからない点が多いわけでございます。むしろ新聞等でいろいろ書かれておるのが前提

○石橋(政)委員 これは世間が「むずかしい」と呼ぶ者あり

○岸国務大臣 世間でいわれる点はよくわからない点が多いわけでございます。むしろ新聞等でいろいろ書かれておるのが前提

○石橋(政)委員 これは世間が「むずかしい」と呼ぶ者あり

○岸国務大臣 世間でいわれる点はよくわからない点が多いわけでございます。むしろ新聞等でいろいろ書かれておるのが前提

○石橋(政)委員 これは世間が「むずかしい」と呼ぶ者あり

○岸国務大臣 世間でいわれる点はよくわからない点が多いわけでございます。むしろ新聞等でいろいろ書かれておるのが前提

で、私どもがそれを現実に分けようとして考へたことは実はないわけでありませう。しかししつてそういうことをいへば、今総理の仰せられたようなことかと思ふわけでありませう。御承知のよりに、米韓、米台条約ではいわゆる条約地域といふものがあるわけですが、これは実は即観念的な共同防衛地域になつております。しかし日本の場合でいへば、共同防衛と申しますか、お互いに、特に日本が自衛行動をし得る範囲は限定されるわけでございます。それから、それは相当狭くなる。その場合に、条約の適用区域といふものを別に設ける必要ありやいなやという問題があるわけですが、先ほど総理が仰せられたように、観念的にどここの区域に対する侵害は共同の危険と認めるといふようなことを別に立てれば立てられないこともないと思ひます。しかしこれは現実にはほとんど何らの実効的なものはないわけでありませう。そうならば、そういうものを分けて考へる必要ありやいなやといふことが、むしろ翻つて疑問になつてくるわけだと思ひます。もう一つ、条約適用地域、これは別にあまり現実問題ではないと思ひますが、たとえば米軍の行動区域といふようなものも、今の安保条約にあるわけでありませう。こういうものも条約にも書かれれば、これも一種の条約適用区域かもわかりませう。そういうところから、実は今まで世間で行われております議論は、観念的に観念が整理されないで行われておるのではないか、かように考へておる

○石橋(政)委員 これは世間が「むずかしい」と呼ぶ者あり

○岸国務大臣 世間でいわれる点はよくわからない点が多いわけでございます。むしろ新聞等でいろいろ書かれておるのが前提

○石橋(政)委員 これは世間が「むずかしい」と呼ぶ者あり

○岸国務大臣 世間でいわれる点はよくわからない点が多いわけでございます。むしろ新聞等でいろいろ書かれておるのが前提

○石橋(政)委員 これは世間が「むずかしい」と呼ぶ者あり

○岸国務大臣 世間でいわれる点はよくわからない点が多いわけでございます。むしろ新聞等でいろいろ書かれておるのが前提

新聞の責任に押しつけておられますけれども、総理も区別しなければいかぬとおっしゃっているわけですね。ところが今白状されたわけですね。みずからそのところはどうか違つかかわらぬといまま、総理自体もそういう言葉を使っておる。これはただ新聞報道その他が整理できないままに使っているという問題ではない。政府自体が何のことかわからぬが、区別しなければいかぬだろうというように今まで述べておるから、私もわかるはずがない。わからぬで言っていることがわかれにわかるはずがない。それをまた私が聞いているのだから、なおわかない、そういうことなんです。皆さんがむずかしいとおっしゃるのは……。

そこで、終りにしますが、やはり総理がちよつと漏らした言葉の中にもありました。条約適用地域における——これは日本の領域でもなければ、沖繩、小笠原程度に潜在主権を持つておる領域でもないわけですね。どこかほかのところが入る可能性があるわけですね。そういうものを作る場合に、そこにおける侵略、侵害、そういうものは共同の、何といいますが侵略とみなす、侵害とみなす、こういうことがちよつと表現に出てきたわけですが、これは思想的にであらうとも、やはり集団的自衛権、相互防衛、相互援助という思想だと思ふのです。私はこれはかりに思想であつても、思想そのものがやはり憲法違反だと思ふ。一体よその国の侵害、侵略まで日本に対する侵略と思ふというところが、今の憲法で許されておるんですか。私はそれに行動を伴わなくても、そういう思想を持つておる自衛隊だと思ふんですが、大体直接に攻撃

を受けない国が、結局よその国の侵略をみずからの国の侵略とみなす、そういう考え方自体が、やはり現在の憲法のワクの中でものを考えなくちゃならぬ政府としては絶対にとれないのじゃないか、そう思うのですが、いかがですか、総理。

○岸國務大臣 思想云々ということのお話であります。私はそれは石橋君が何かの考え違いではないかと思ひます。たとえばわれわれは世界平和を守つていくということは、同時にこれは日本の安全保障の意味からいって、世界のどこにも戦争があつてはならない。従つて、ある場合においては、国連においてそういうどこかに加えられたところの危険なる侵害といふものは世界平和に害がある。国連に参加しておる国としてはその危険を共同の危険として、これに対して何か集団防衛の方法をとるといふような機構が将来でき得ることも考えなければならぬと思ひます。そういうこと、またそれが共同の危険であると考えても、これでもつて軍事行動をすぐ起すということには、憲法上許されないことは当然であります。現実のわれわれが国際生活をしていく上において、われわれの近隣——われわれが実力を行使するところではできない地域であつても、そこに加えられておるところの危険も、同時にわれわれに對するやほりゆゆしい危険であると思ふというところは、思想的にいつて、私はそれが憲法違反だと思ふは思ふない。現実の行動の問題になつてくれば、これは明らかに憲法の制約を受けることは私は当然だと、こう思つております。

○石橋(政)委員 行動の伴わないものは、これは観念論をやつても始まりませんし、時間がありませぬから、それは本論に入りたいと思ひます。それは最近参議院の本案議におきましても問題になりましたF86F戦闘機の返還問題、それから新しく作るF11F11Fの生産問題、そういうものをひつくるめて私は戦闘機問題と防衛計画との関連、そういう立場から一つ質問してみたいと思ひます。

私が言いたいことは、今政府が持つておられますところの、岸総理がわざわざ御携行になつてアイゼンハワー大統領のところまで持つていってお見せになつたところの防衛力整備目標、普通いわれておる防衛三カ年計画、これはもはや本質的にくずれておるのではないか、こういふことを主張したいわけなんです。それをいろいろな角度からやりますと時間を食いますから、いわゆる戦闘機、航空機という問題に焦点をぼつてやりたいと思ひますが、私がなぜこの計画がもはやくずれておるかと言ひますと、やはり三つの角度から見たいと思ひます。

一つは、この間戦闘機を返した、こういう形の中で現れておられます。いわゆるアメリカの供与兵器を現実に返さざるを得ないような状態になつてきておるということ、その背景にあるものはいわゆる軍事援助の大幅削減という方向がアメリカにおいてとられておるという事です。こういう立場、日本の整備目標を達成するために、相当部分の供与をアメリカに期待するといふ一項が入つておるわけですね。日本の立場からいへば、なお相当部分をアメリカの供与に期待するところある。その期

待されておる方のアメリカ側では、軍事援助削減、特に現物を供与するといふ形、しかもそれは無償供与という形をだんだん減らしていき、こういう大綱が打ち出されておる。そして現象面においては、四十五機返還といふものが現実に現われてきておる。それだけじゃない。防衛庁が計画しておるところの供与期待の飛行機というものは、現実に到着してありません。来年度だつて、これだけもらひたい、たとえばF86Dを六十機もらひたいといふような計画は書いてあります。すけれども、これは来年もありません。そういう面からくずれかかつておる一つは、新しい機種がきまらぬという事です。これはもうすでに完全に一年間おくれしております。そうしますと、ことしの予算にこの初年度経費が少くとも繰り込まれて、生産を九月ごろから始めて、初めて防衛計画の達成にどうにかすべり込める、こういうお話であつたのですが、すでに来年度の予算には全然当初経費といふものは組まれていない。そうしますとどう見ても一年間は完全にくずれておる。ここから計画の狂いがもう現実にきておるということ。それから第三番目はこれに関連がある。結局新しい機種の生産に入れない。入れないものだからどういふ手を打つたかという、政府が今F86Fを生産して三三三の間に、次の機種を作るまでの間を食ひ延ばすために、その生産速度をものすく落してしまつた。今ところ月産四機ぐらになつておる。ど

から私がそ

の数字を引っぱり出したかというところの三十三年度末の現有F86Fと来年度末のF86Fといふものとの見込み数が書いてあります。その差をはじき出してみたらたしか四十六機です。そうしますとこれを十二月まで割つてみると四機ないのです。月産四機以下に押えてしまつた。ここから計画はくずれてくるのです。ざつと見ても以上の三つの点から、どうしたつてこの防衛計画というものは完全にくずれる時期に来ておる。それをなおかつ大丈夫です、大丈夫ですと言おうとする意図がわからぬことはいかぬけれども、やはり率直に言われないと私は工合が悪いと思ふ。国民に対しては国会に對しても、もう少し責任を持つて明確にお答え願わなければ困る。あくまで主張されるなら、私は一つ一つ今から材料を出してお尋ねいたしますが、いかがですか。

○岸國務大臣 防衛三カ年計画につきましては、国防会議でその計画の大綱をきめて、そしてそれに基いて進んできておられます。もちろんいろいろな計画でありますから、これの履行に當りまして計画通りいくものと、あるいは整備計画等がややおくれたりする場合もありません。F86Fの返還の問題の事情については、防衛庁長官からお答えをいたしますが、私もこれはこれによつて基本方針を変えなければならぬ、今石橋委員のお話のように、これはもうくずれ去つておるといふふうには考へておられませぬ。なお三カ年計画の後に来るべき防衛計画の大綱をどういふふう長期に定めるかというふうなことは、国防会議において十分各般の新しい事情も考へて検討をいたしておられます。決して今お話のように、

すべてのわれわれの立てたところの計画がくずれ去ってしまったとおるという事情ではございません。

○石橋(政)委員 まだ固執されておられるようですが、私たちは、大體日本がアメリカというものに大幅に依存して、特に軍事的にはそうなんです、そういう立場にあつて自主的な防衛計画、特に防衛力整備目標というふうなものを、自主的に作っていくことは不可能だ、国防会議などというものは、茶番劇だという主張を今までしてきたわけです。それを裏づけることになるものだから固執されておると思うのですが、これはやはり正直におっしゃった方がいいと思うのですが、いかがですか。それでなかつたら、それでは私は一つ一つお尋ねいたしまして、まず第一番目に返還問題について、長官から御説明願います。

○伊能国務大臣 F86Fの返還につきましては、御承知のようにあの四十五機を受領いたしましたのは、昭和三十三年の春でございます。それ以後はF86Fについては全然受領をいたしておりません。石橋先生御承知のように、たまたまその間において、航空要員、ジェット要員の養成等について、遠州灘の試射場の問題、あるいは浜松の飛行基地の返還の問題その他の事情から、乗員につきましては、御指摘のように若干の訓練上のおくれを生じたことは事実であります。それらの関係でアメリカ側としては、昭和三十三年春に引き渡されたものがことしになつてもそのまま保管されておるといふことでは、御承知のように日米の相互援助協定に基づきまして、双方当面の利用に

必要でないものについては、それぞれ国からその返還を申し出たり、返還の要求ができるという趣旨に基いて、返したらどうかという話に昨年春以来ありまして、当方においては、御指摘のような三カ年の整備目標等との関連から、返すべきかどうかということについては、かなり長い間検討をいたしておりましたが、ただいま申し上げたような飛行場の整備に伴う、あるいは移転に伴う訓練上の関係から、乗員に若干不足がございましたので、それでは将来F86D等の供与について十分考慮を払つてもらいたいという意向を申し入れ、アメリカにおいて十分な考慮を払うというふうな話し合い等もありましたので、昨年の暮れにこれを返還することを決定いたしました。目下返還中でございますが、これだけでは、航空自衛隊の整備目標を直ちに變更するといふ考えは現在持っておりません。ことに整備目標については、このほかに海軍、陸軍等の関係もありませんので、私どもとしては将来の問題については、後刻御質問があるかと思ひますが、軍事援助の今後の見通しの問題、あるいはわが国における防衛力の整備の問題等、国力、国情に応じた整備をやるといふことが国防の基本方針でもありますので、それらの点から、三カ年の整備問題等の次の段階においてどういふようにするかという問題は、目下十分検討中でございますが、さしあたり四十五機の問題について、今直ちに整備目標、いわゆる整備計画がくずれ去つたといふようにも考えておりませんし、私どもそれを

もつてすぐ修正をするといふ考えを持つておらないのであります。○茜ヶ久保委員 閣下して。総理に一言だけお伺いしたいと思います。岸総理は昔の天皇と同じ権力を持つていらつしやる。これは三軍の統率者であります。各省についてはそれぞれ各大臣がおりますが、防衛庁限りにおいては防衛庁長官がおりますけれども、あなたが最高の責任者であります。従いまして自衛隊に關する件は、もちろん伊能防衛庁長官が責任を負いますけれども、さらにはあなたは直接の責任を負つておる。そこでそういう立場からお伺いしたいのですが、あなたも茨城県の百里原の飛行場の問題を御承知だと思つておる。一昨々日町長のリコールの問題もございました。今百里原であらう重大な問題を起してあります。その原因が百里原の第五航空団の設定について起つております。そこで私がお伺いしたいのは、あの第五航空団の建設は昭和三十一年からすでに今日まで五億七千万円の巨費を投じてやつております。しかも一昨八日には、格納庫、兵舎その他あらゆる付属建築物の建設が終つたといふので、事もあらうに航空自衛隊の音楽隊まで出て完成祝いをしてあります。しかもそのときは旧正月の元日であり、その前には設置に反対しておられた山西町長のリコール成立によつて、反対派の飛行場誘致派の諸君がお祝いをしておつた。そのとき、どういふ意図でなさされたかわかりませんが、航空自衛隊の音楽隊が出現して、その五億七千万円かかった建物の設備の完成祝いをなさつたといふことであります。しかし総理に御聞きしたいのは、

建物ではできませんけれども、肝心な滑走路は一寸もできておりません。飛行基地に幾ら建物ができても、肝心な滑走路が一寸もできぬという現状において、どんなことで完成をなさつたのかといふことであります。それが、それよりも私は岸総理に責任を問いたい。今後防衛庁では必ず滑走路を作るとおっしゃるけれども、私の調査した範囲においては、肝心な滑走路は、まん中にまだ数名の反対派がおりまして、絶対にこれは滑走路には渡さぬと言つてがらばつておる。この滑走路がいつできるかという見通しは、私はあとで防衛庁長官に聞きたいと思ひますので、これは総理には聞きませんが、総理は自衛隊の最高責任者として、もしも滑走路ができぬ場合、どういふ責任をおとりになるか。国民の血税を五億七千万円も使つて、りっぱな兵舎や格納庫ができたけれども、肝心な滑走路ができていないといふこの現実を直視して、あなたはこれができなかつた場合、一十年先、二十年先のことはありませんが、少くとも私は、今国会の会期中にめどがつくなら、あるいは近い将来に完成するといふ見通しができなければ、非常に重大だと思ふ。今の飛行場も問題だが、国民の血税をこのようにむだづかいされては困る。見通しが立たないのにやつては困る。そこで私は岸総理に、三軍の統率者として、この問題の結果についての責任をお伺いしたい。

○岸国務大臣 基地あるいは飛行場の建設につきまして、地元民の十分な協力を得なければ完成ができないことは御承知の通りであります。私はあくまでも地元の人々の了解を十分に得て、

そうしてこれを責任をもつて完成したい、かように考えております。○茜ヶ久保委員 それでは済まないです。そういう答弁は今ずつと聞いておりましたが、できないのですよ。今日まで三年かかつてできない。今後の見通しもないのですよ。しかしあなたが必ずやつてみせるとおっしゃるなら、どうです。それも今私が言つたように、三年先、五年先、十年先のことではあります。それでは私は申し上げませんが、一体いつまでにこれをやるのか。岸総理にそれを誠意を持つてやつてもらわないと、防衛庁が言つておるうちに、やりますやりますと言つても、三年かかつてできないのですよ。そこで私は、單なる答弁ではないはつきりした岸総理の腹を聞きたい。

○岸国務大臣 私の報告を受けております限りにおいては、過去において今日までできておらないことは事実であります。しかしだんだんこの反対者の数も減つて参つておりました。強硬ではございますが、ごく少数になつてきているといふふうに報告を聞いております。しかしなお強硬な反対もあるやうでありますから、政府としては十分この地元の了解を得て、一日も早く完成するように努力したいと思ひます。一つ茜ヶ久保委員におきまして、われわれの方針に対して御理解をいただいて御協力をいただき、せつかくできた滑走路等がむだにならぬようにお願いいたします。

○茜ヶ久保委員 もしも反対者がどうしても承知しない場合には、あなたは自衛隊の基地設定のために土地収用法を執行される意思があるかどうか、これを御聞きしたい。

○岸國務大臣 具体的な手続の問題につきましては、ここでまだ申し上げる段階ではないので、極力地元の人々の反対者を説得して、ぜひ協力してもらいたい一心でございます。

○内海委員長 平井義一君。

○平井委員 ちよつと国防会議の議長としての総理大臣にお聞きいたしました。次期戦闘機の購入で非常に紆余曲折があつて今日まで決定しておりませんが、防衛計画にも関係があることでありますので、近いうちに決定をしてお考えがおりますかどうか、早くきめていただきたいと思ひます。

○岸國務大臣 この問題に關しましては、御承知のように昨年四月に内定をいたしましたので、その後いろいろな方面の事情も調査いたして参つております。すでに一年近く経過いたしてございまして、内定した当時の事情と相当変化もございまして、いろいろな点において目下検討いたしております。しかしいつまでもじぜん日を送るわけにもいきませんから、なるべく早く決定し実施いたしたいと考えております。

○石橋(政)委員 この返還問題はよく説明していただかなければ、非常に國民に対して申しわけないと私は思ひます。なぜかという、現実に莫大な國費を使って国内生産をやつておられるわけです。それから新しい機種を生産も早くやらなければいけないのだという事を盛んにPRしているわけでありまして、そんなことを言つておられるかと思つたら、片一方ではアメリカからただでもらつてきたものを返してしまつていふようなこともやつておられる。一体何をしておられるのかという氣持をみんな持つておられる。そこでやはり完全にそつちう

疑惑をぬぐい去るような努力を防衛庁としてはやらなければならぬと思つておられる。こつちう羽目に陥つたはず第一番目の原因といふものが、パイロットと飛行機数の不均衡から出てきておられることはつきりしておられるわけだ。現在ジェット飛行機といふものはF86F、F86D合せて大体三百三十二機といふふうには長官は答弁しておられたようですが、これに対してパイロットは第一線要員として使える者といへばわずか五十人いるかいないかだと思つて、飛行機の数だけ、頭数だけそろえていけばいいと思つておられる。一体どういふところにこのパイロット養成計画のところがあつたのですか。こつちうところにもはつきりした理由がなくてはならぬと思つておられる。この点から御説明願ひたい。

○伊能國務大臣 いただいた点について御説明を申し上げます。御承知のようにさいぜん申し上げた遠州灘試射場の問題あるいは浜松基地の移転等の問題、さらに御承知のようにジェットの航空機訓練要員は非常に高度の訓練を要します。一応これが所要要員として決定いたしましたものを訓練いたします。御承知のように二十六カ月というふうな長期の期間を要します。その間に訓練の上から当方において適性をいろいろな点でテストをし、養成しながらできるだけ一〇〇％に訓練を完成したいわけでありまして、さいぜんのような事情等もあつて、若干の養成率が、最近においては七〇％、期間にいたしまし

て約十カ月近くというふうなおくれを生じましたために、現在においてはたゞいま先生からは四、五十人とお話をありましたが、今月末で百四十八人養成ができておられます。また年度末においては百八十八人という計画になつて、若干のおくれを来たしたことは訓練上まことに申しわけないと存じますが、特に重大な支障を生ずるという状態ではないといふことは数字の掲げる通りでございます。

○石橋(政)委員 そうしますとその百四十八人、年度末に百八十八人とおつしやつておられますのは、これはTに乗れるといふだけでなしに、Fにも必ず乗れるといふわけですか。

○伊能國務大臣 御指摘の通りでございます。○石橋(政)委員 それからアメリカからもらつた飛行機、これはアメリカから供与された分としては一番新しいものなんです。昭和三十一年度に来たというからにはそれ相応の原因がなくはないかと思つておられる。おそろく倉庫かどこかにほりり込んだままになつておつたのじゃないかと思つておられる。そういう事情についてお話願ひたいことと、そういうのでたらめなことをもしやつたら、向うさんの方にも、こちらさんの方にも、責任者がおられて、当然処罰の問題なども出てきていいのじゃないかと思つておられる。その点はどうか。

○伊能國務大臣 さいぜんも事情を十分説明せよといふお話がございましたので、つけ加えたいと存じます。御承知のようにF86Fにつきましても、従来からいろいろ米側と軍事供与につ

いて折衝いたしました結果、昭和三十年六月に初めて日米共同生産協定ができました。その際にはとりあえず第一回の協定において七十機を日本において生産する、さらに三十一年四月、三十二年四月と、この第二回、第三回の共同生産協定に基きまして、第二回では百十機、第三回が百二十機と、目下その第三回を生産中でございますが、本来の建前は共同生産協定に基いた生産機によつて、ジェット要員の訓練並びに装備を完成するといふ建前でございます。御承知のように三十年六月に協定ができました。國産は準備その他国内防衛産業の整備の關係上、直ちにはできないわけでございます。その間にアメリカからF86Fの現物がある程度もらうといふことで、昭和三十一年四月から、御承知のように昭和三十一年度は百十四機を受け、さらに三十二年に四月、五月、六月と、この三カ月にわたつて四十五機の供与を受けた次第でございます。この四十五機が木更津の補給部隊に保管をされておりました。さいぜん申し上げましたような射場、飛行場等の關係から、乗員養成に若干のおくれを来たしましたので、アメリカの方でそれではまだ使われない四十五機があり、將來新しい機を要求する際においても、さしあたり使われないものであれば条約に基いて返してもその点を考慮してもらいたい、こつちうことでもありましたことと、か

たがた三十二年六月の受領した四十五機が完了いたしました。昨年になつたのですが、昨年の春一年程度まで使われないでおきましたために、モスボールしておりました關係上、しみついた

りその他の關係で、これを使うには相當の経費もかかるというふうなこともありました。かたがた当面乗員の關係上、必要がなくなつたといふこと、今のお話のように責任問題とかなるとかといふことでなく、条約の趣旨に基いて、お互いに要らないものは返したり、また要するものをもらうという方が、今後の軍事援助の円滑な遂行の上にもきわめて望ましいことだ、かように思ひまして、昨年の十一月末に政府としては返還を決定し、目下返還中でございます。

○内海委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

○内海委員長 速記を始めて下さい。本日はこれにて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。午後零時十九分散会

○内海委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

○内海委員長 速記を始めて下さい。本日はこれにて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。午後零時十九分散会

○内海委員長 速記を始めて下さい。本日はこれにて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。午後零時十九分散会

昭和三十四年二月十二日印刷

昭和三十四年二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局